

文教厚生委員会 会議録

=====
日 時 令和5年9月19日（火）
午前10時開会、午後0時35分閉会
場 所 第2委員会室

- 1 開 会
 - 2 委員長挨拶
 - 3 協議事項
 - (1) 付託された議案の審査
 - ① 議案第59号 土浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
 - ② 議案第62号 土浦市博物館条例の一部改正について
 - ③ 議案第67号 令和5年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）
 - ④ 議案第68号 令和5年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）
 - ⑤ 議案第69号 令和5年度土浦市介護保険特別会計補正予算（第1回）（2）
 - (2) 付託された請願・陳情の審査
 - ① 継続分
受理番号3 小中学校の学校給食無償化と地場産食材の拡充を求める陳情
 - ② 新規分
受理番号5 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願
 - 4 閉 会
-

出席委員（7名）

委員長	矢口	勝雄
副委員長	田中	義法
委 員	吉田	千鶴子
委 員	勝田	達也
委 員	福田	勝夫
委 員	平岡	房子

委員 根本 法子

欠席委員（1名）

委員 鈴木 一彦

説明のため出席した者（23名）

保健福祉部長	羽生 元幸
社会福祉課長	坂本 英宣
障害福祉課長	白田 博規
高齢福祉課長	刈山 和幸
国保年金課長	武井 衛
健康増進課長	水田 和広
こども未来部長	平井 康裕
こども政策課長	菊田 宏巳
こども包括支援課長	佐藤 千加子
保育課長	野中 佑起男
教育長	入野 浩美
教育部長	望月 亮一
参事	中島 健一郎
教育総務課長	塚本 富美代
学務課長	塚本 耕司
学校給食センター所長	小池 政幸
生涯学習課長	佐賀 憲一
図書館長	武藤 知子
文化振興課長	中澤 達也
博物館副館長	木塚 久仁子
上高津貝塚ふるさと歴史の広場副館長	比毛 君男
スポーツ振興課長	寺崎 敏彦
指導課長	田上 秀之

事務局職員出席者

傍聴者（2名）

○矢口委員長 文教厚生委員会を開会いたします。なお、本日は鈴木委員が欠席でございます。本日は当文教厚生委員会へ付託されました議案が6件、新規の請願が1件、継続の陳情が1件、その他が1件ございます。新規の請願につきまして、陳情者から意見陳述の希望がありました。協議事項（1）議案の審査に入る前に、陳述者のほうにお越しいただいておりますので、先に協議事項（2）請願陳情の審査に入ります。なお、新規請願の審査終了後に継続の陳情を審査し、その後議案の審査を行います。それでは、受理番号5教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願となります。資料は、文教厚生委員会、令和5年、9月19日開催を準備してください。資料③となります。それでは、皆さんよろしいでしょうか。陳述者の方に意見陳述をしていただきます。陳述者におかれましては、陳情内容から逸脱することなく概要を述べてください。逸脱するようなことがあれば、委員長のほうから注意をいたしますので、御了承願います。なお、陳述していただく時間は、10分間となります。陳述終了後に陳情の審査に移りますので、よろしくお願いたします。それでは、意見陳述を始めてください。

○意見陳述者・・・氏 改めましておはようございます。本請願の団体であります茨城県教職員組合の・・・と申します。本日はこのような発言の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。お時間も限られておりますので、早速説明に入らせていただきます。お配りしました資料等も御覧くださいと存じます。では、着座にて失礼します。まず、本請願は、教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度の堅持をお願いしているものでございます。義務標準法が2021年3月に改正され、小学校での35人学級が実現、2025年度に小学校全学年で完了となります。そういったことから、さらに、中学校での35人学級を願っています。本請願では、土浦市を始め全国の学級議会の皆様には、長年にわたり国への意見書提出をしていただいております。その成果として法改正があり、小学校35人学級の実現に結びついたに違いありませんし、義務教育費国庫負担制度も堅持されているものと確信しております。はじめに、教職員定数の改善です。改善とは、具体的には総数を増やす、教職員の総数を増やすことを指しています。最も期待される効果は教職員が増えれば学級数も増え、1学級当たりの子供の数も減るということから、何といてもよりきめ細かな指導に

よる教育効果が期待できるということでございます。また、今教職員の働き方が問題視されていますけれども、教職員数の増は1人当たりの業務負担を減じ、その分の時間を本来の教材研究に充てることができ、質の良い事業にもつながるとのことでございます。現在求められている教育は、私たちが子供の頃とも違って質も量も上がり、専門性が要求されるものも数多くあります。本当に1人で対応することに苦慮しています。また、不登校、情緒不安、外国籍と多様な支援を要する児童生徒も増えております。しかし、共に学ぶことが求められる時代であり、これらに対応するには教職員数を増やし、少人数での学習が根本の解決策となります。別な視点、教職員の働き方から見ると、社会での関心が高まって大きく取り上げられるようになり、久しくなりましたけれども、現状は何も変わっていないというのが事実でございます。時間の関係上、簡単に触れさせていただきますけれども、本日資料としてお配りしましたこちらの2ページとじで全部一緒になってますかね。2枚とじの2ページ目のものを御覧ください。こちらのグラフがあるものです。こちらは、日教組が昨年行いました学校現場の働き方改革に関する意識調査結果によると、一番上のグラフです。オレンジ色が時間外在校等時間で、小学校6 2時間40分。時間内でございます。それから中学校では9 5時間40分と、これには土日がカウントされておりましたが、上限4 5時間を優に超えているのが実態でございます。持ち帰る仕事も含めると、小学校では実技90時間を超えますし、中学校は1 20時間と、働き方改革という言葉だけが独り歩きをしていて、学校現場には全く下りてきていない、まさに絵面ごとになっているという現実がお分かりいただけるかと思えます。また、教職員の超勤過労問題は、教師自身の健康被害もですけれども、何よりも子供たちへの影響でございます。教師が疲弊しては良い授業はできません。自己研さん意欲はあっても、いろいろな仕事に追われ時間的余裕がなく、教師自身がクリエイティブになれない状況です。ましてや、そういう状況の中で療休になったりしますと、担任不在という事態も生まれてきます。その影響はなおさら深刻で、子供たちにとって本当に良い教育となるはずもありません。つぎに、教育予算確保の観点からです。教職員の人件費は、義務教育費国庫負担制度の下、御存知のように、3分の1を国が負担することで人数は管理されておりますし、日本のどこに住んでいても一定水準の教育が保障されています。文科省は法改正を行い、定数改善しようとしているようですが、財務省との関係からあまり進んでいないというのが現状です。8月末、皆さんも御存知かと思いますが、文科省の概算要求が示され、その中で前年度比は多くのところでプラスにはなっているんですけれども、配分するとなると微々たるもので、全く十分な予算措置となっていないのは残念ではございますが、何とか定数減にならず、逆に様々な教育を進めるための加配教員の定数増も図られている現実がありますので、本請願に対して何度も申

し上げますが、土浦市を始めとした全国の多くの市町村議会から国へ意見書を御提出いただいている事実にはほかならないと確信しております。私たちの要求実現、そして、財務省の予算削減を最小限に抑えるためにも、全国の議会の皆様のお力をお借りし、なし得るものと思っております。そういったことが本請願の趣旨でございます。なお、全国知事会、市長会、全国市議会議長会、都道府県教育長協議会、全日本中学校長会、全国連合小学校長会、日本PTA全国協議会等からも同様の教職員定数増の要望が出されております。そういう状況の中ですので、今年度も土浦市議会の皆様の力強い御協力を改めてお願い申し上げます。雑ばくな説明でございましたが、以上でございます。

○矢口委員長 審査に入る前に委員から陳述者に何か聞いておきたいことがあるようでしたら、挙手の上お願いしたいと思います。先にちょっと1点だけ、私のほうから確認させていただきます。昨年も同様の陳情があつて採択されたところではありますが、昨年と特にこの内容で変わったところはございますか。

○意見陳述者・・氏 昨年度は若干文言が違うところがありましたが、昨年度とは同様でございます。

○矢口委員長 ということで、まだまだ陳情されている内容が達成されてないということですね。では、委員の皆さんからお伺いすること。

○福田委員 分かる範囲で一つお聞きしたいのですが、小学校、中学校の先生方がかなり過酷な状態で現在働いてると思います。健康状態などはどうなのでしょう。

○意見陳述者・・氏 本当に御心配いただいて恐縮でございます。正確な数はちょっとよく分からないのですが、かなりの数が病んでおります。10人、20人なんていうものではなくて、何百人です。現在療休を取っている先生方、そして、申し上げておきますと担任をやっていますから。特に小学校だと必ず担任ですね。そうすると、担任不在になると、そこに補助が入ってこないんです。教員希望者が探してもいない。昔は探せばいたので、すぐに入ってこれたのですが、今その方がいなくて教務主任が担任、生徒指導主事が担任をやるということがいっぱいあります。この職がなおさら、教頭まで下手すると担任をしていると。校長も授業に出ているということが多く聞かれております。すいません、正確な数はちょっと分からないのですが。

○矢口委員長 ほかに委員の皆さんからございますか。

○田中副委員長 私も小中高でPTA会長もやってきたんですけど、私も請願を応援する立場でよく話をしますが、業務量が多いとか、残業が多い、勤務時間が長いなどよく聞きます。また、部活動があるから嫌だという先生もいれば、逆に部活動に土日のどちらかしか出れなくなってしまって、私は出たいんですけどという先生もいると思うんですよ。そういう意見もちょっと聞きたいなというところもあつて、あと、賃

金が低いということなんですけど、これは平均的に賃金が低いのか、その時間と対価とでいうと低いのかということをお教えいただきたいと思っております。

○意見陳述者・・・氏 多忙状況、仕事量でございますが、何と言っても昔と違ったのは報告、調査、アンケートの文書が山ほど来るといことです。それが一つあると思っております。あとは一番大きいと言え、こういう言い方をするとちょっと口幅ったいのですが、私が若い頃はちょっとあってもPTAの方とか地域の方が守ってくれて、弁護する発言をしてくださって、助けられた覚えたくさんあるのですが、今はちょっとでも間違えると揚げ足を取られ、ちょっと前は10時、11時まで、夜遅くまで電話がかかり、そして、1時間、1時間半の流れを切るに切れない。仕事をやっていたのに止めてやらなければいけないというようなことが多々あり、今留守電を入れてくださっている市町村が増えてきてますが、一番大きいところはその辺のところでしょうか。あとは、部活も得手不得手があって、私らの頃は子供と人間関係作るのには一番簡単だなんて言いながら部活と教材研究だけをやっていけば、放課後はほとんど終わりだったので、調査報告書も少なかったし、クレームもなかったし、逆に保護者の方からはちょっと話をしよう、家においでよなんて言われて、そういういろんなところで勉強させていただいたりしたので、精神的な部分も多忙の中に入っていると思っております。それから、賃金ですが、行政職から比べたら教育職は高いです。医療職よりも高いです。先ほど田中議員さんがおっしゃってくださったように、やはり対価です。総時間数、労働時間数。先ほども申し上げましたが、過労死ラインまで超えています。持ち帰り仕事まで入れると、小中ともにこれで残業手当がない、教職調整額で4パーセントという1日の対価時間は大体23分ぐらいです。23分といたら子供が登校する前に職員はほとんど行っています。もうそれで30分の時間は使っているということです。それで休憩時間もありません。一番苦しんでいるのは、小学校の女性の先生です。トイレにも行けない。もうそれで業間の10分もないし、給食の時間の45分も給食指導で一緒にくっついてないと何を子供たちがするか分からないので、そういう休憩時間もなくて働き詰めの中のことなので。ちょっと長くなりましたが、そういう対価の給与が合っていないということでございます。

○田中副委員長 熱く語っていただきましたけど、アンケートがたくさんありましたよね。アンケートはどこから来てるのですか。

○意見陳述者・・・氏 県とか市町村が多いです。具体的によく県からも言われるのですが、担任の先生方、学校の先生方に聞くと、もう何が何だか分からない。これこの間もやったよね。同じようなものがたくさんあるんだと。平岡議員は学校にもいらっしゃったので、よく御存知かと思うのですが、私も学校にいる時にこんな分厚いアンケートが教頭と教務主任に来るんです。もちろん教頭、教務主任だけで答えられ

ないので、担任、それぞれの主任の先生にも配ってやってもらうのですが、また来た。本当に細かいところまで聞かれて、去年やった調査だよこれ。去年の調査とどこが違うか、そこだけ聞いてくれればいいんじゃないかという調査もたくさんあった記憶があります。

○**勝田委員** 今回35人学級という項目が一つございます。35人学級といっても今もちろんそれを超えているわけでありましてけれども、定数を超えれば割るわけですから、ぴったり定数までいる学級というのは全部ではないと思うんです。割れてきてますから。そのような中で35人というこの数値の根拠というか、要は理想的には35人ならいいのかという話です。教えていただきたいのは、そこがもうベストで、これを達成できれば、先ほどおっしゃったような働く環境の改善、ひいては子供たちの利益につながるというようなことになっているのか。実はもう35人というのは段階的なものであって、今の段階状況でもこのぐらいだったらというのがもしあれば、参考までに教えてください。

○**意見陳述者・氏** 私たちが今の現時点での理想と言うのかどうか分かりませんが、考えているのは30人以下学級でございます。今おっしゃってくださいましたように、35人はあくまで経過です。これまでは40人、中学校も40人学級です。全国的には茨城は特例でいろいろやってくださってるんですけども、この法律が変わらなければ県の持出しになってしまうわけです。35人学級にするとすれば。今全国で先ほど申し上げたように、2021年4月から35人に小学校は2年生、3年生と順を追ってやるよと言ってくださったから、今国からその予算が下りている。それまでは県が持ち出したわけです。県独自でやってくれてましたから。それでいきなり30人学級というのは教室数もないですよ。作らないと。今の既存の校舎では当然県の話をしたんですけど、県教委の交渉で言ったのですが、既存の校舎の教室数では30人にはできませんということで、今私たちは35人を全国的に段階的な状況としてやっている。おかげさまで21年に法改正ができて、小学校段階的でしたけど、25年度に6年生まで完成するということなので、中学校もやってくださいよ。今中学校は40人です。本当に40人が教室に入るとすごいです。ということで、中学校の35人学級の次を目指しているということでのお願いでございます。

○**矢口委員長** ほかに委員さんからございますか。

(「なし」という声あり)

○**矢口委員長** 質問も出尽くしたようですので、これから審査に移ります。陳述者は傍聴していただくか、退席していただきますようお願いいたします。執行部には控室に待機していただいております。執行部に何か質問したいこと、委員の中でございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 それでは、各委員の御意見等をお伺いいたします。また、改めて執行部に質問がある方は随時おっしゃっていただければ、入室していただくように取り計らいます。それでは、意見をどうぞ。

○吉田(千)委員 ただ今陳述者のほうからお話をお伺いいたしました。この請願に私自身は賛成という立場で、さらに、ございました30人学級をしっかりと目指していただきたいなど。国のほうにはそういった強い要望をしたいというふうにも改めて思ったところがございます。この請願に際しましては35人学級ということで、更なるということで書いてございますので、こうした趣旨、それから、先生の人数の増員ということ。これはもうとても重要なことであるというふうに思いますので、こうしたことをしっかりと踏まえた上で、豊かな子供たちの学びをしっかりと確保していただきたい。その思いから、この請願に対して賛成という立場でございます。

○福田委員 先生のほうから詳しい説明があつて、もうこれは是非とも皆さんが請願の趣旨に賛成して、実現を図ってもらいたいと思います。

○矢口委員長 せっかくなので、全員からお伺いしましょう。根本さんからどうぞ。

○根本委員 私も今ある小学校の立しょう当番をさせてもらってるのですが、ちょっと話ずれちゃうかもしれないのですが、先生たちも見守りで朝から一生懸命やっている姿を見たり、ちょっとお話を聞いたところでは、今年はプールが始まって、プールの掃除を本当にほかの教職員の方たちが本当にたくさんの仕事があつて、教頭先生と校長先生でやったというお話も伺ったりしておりました。そういった意味で、本当にこの職員の増加、子供たちへの教育をしっかりとしていくためにも、35人体制は賛成していきたいと思います。

○平岡委員 私もこの請願には賛成の立場で御意見を申し上げたいと思います。私事でございますが、大分前になるんですけど、文科省から派遣されまして、オーストラリアとシンガポールに海外視察ということで行ってまいりました。当時オーストラリアの小学校、中学校、高校は、1クラス17、18人の子供の数でした。ですから、掛ける教師の数ということになるんですけども、大体先進諸国においては20人前後というのが標準定数になっているようです。日本においては先ほど請願者からもお話ありましたように、皆さん御記憶にあると思うんですけども、私たちが子供の頃は50人だったと思います。それが45人になり、40人になり、そして、その40人から長い時間動いていません。よく御高齢の方が俺らが若い頃はちゃんと先生の言うこと聞いたんだよと言うんですけども、請願者からもありましたように、今はいろいろな価値観、いろいろな考え方の保護者がおります。当然、しつけや家庭での教育にもいろいろな立場があると思います。そんな中で、それぞれが学校に対していろんな意

見を寄せてくるんですけれども、それは教師にとってはとても大きな負担になっているという現実もございます。子供たち一人一人へのきめ細やかな教育をするのであれば、もう本当に思い切って一気ににはできないことであると思いますけど、25人ぐらいいまで下げていかないと、子供たち一人一人の学びと保護者の思いや願いには対応していけないと思っておりますので、是非皆様も賛成していただきたいと思っております。私は賛成していききたいと思っております。

○**勝田委員** 例えば35ではなくて本当は30のほうがいいんですということも伺いました。しかし、もし実現した時に教室が足りないのではないかとということも現実的なお話です。また、そうなると、多分教職員も足りなくなると思います。そうなると、これは市の問題だけではなく、基本的にはもう国の問題であるというふうに思います。国がこの問題に関して姿勢を示していただければ、県も市もやりようが出てくるはずだと思います。なので、私はもう35人に賛成させていただきますけれども、こういったことを実現して、市町村が間に入って、校舎が用意できないとか、県が先生を用意できないとか、そういうことにならないようにというのは、国で描いていただきたいなというふうに強く思っております。やはり、学校の先生になりたいという子供たち、なりたい夢がある人が増えて、実際に教職員の試験の受験者が減ってきていると聞いています。減ってるということは、やはり良くないことです。多くの方がやりたいという職業であるべきだというふうに思っていますので、その辺りが将来的に子供の利益につながってくることだと思うので、本当にこれに賛成させていただきます。国の姿勢というものを要望していききたいというふうに思います。

○**田中副委員長** 私はもう賛成ということなんですけど、魅力ある働きがいのあるこの教職員という仕事が進められないということがちょっと残念だなというのもあって、やっぱりこのモンスターペアレンツ、私もPTAをやった時にそういう方がすごく、昔はその先生が怒ったんだから、先生が言ったんだからそれが当たり前でしょという親が多かったと思うんですけど、今はなんで先生が怒ったの、うちの子が何したのというほうが確かに多いです。PTA側としては先生らをかばってやりたいなというところがすごくあったんですけど、そういうところを大事にしていって、先生を増やしてもらって、先ほど言ったように35人より30人を目指していければいいかなと思っております。ただ一つ、先生方にも働き方改革ということがあって、何でもかんでもこの働き方改革に沿って、ちょっとこれはできません、あれはできませんと言われるのもちょっと残念だなというところもあります。その辺も先生らと協力していただいて、子供たちと市民、近隣の皆さんとも協力していただければ有り難いと思っております。

○矢口委員長 委員の皆さんから御意見を出していただきました。基本的に皆様採択の方向ということなので、継続はしないということで確認をさせていただきます。では、本請願を採択される方は挙手をお願いいたします。

(6名全員挙手)

○矢口委員長 全員賛成ということで、採択ということになりました。ただ今採択いただいた請願書に対して提出する意見書文案の審議を行います。この原文のままでよろしいかどうか、御確認いただきたいと思いますが、特にございませんか。ちょっと時間を置きましょう。この意見書は特にこのままでよろしければ、原文のままで良いかどうかの採択を改めてしたいと思います。採択でよろしければ、挙手をお願いいたします。

(6名全員挙手)

○矢口委員長 全員賛成ということで、この原文のまま採択ということになりました。付託されました請願の審査は、以上となります。後程委員の皆さんは意見書に署名をしていただきますので、よろしくをお願いいたします。つづきまして、陳情の審査に入ります。第2回定例会から継続審査となっております陳情1件についてです。受理番号3、小中学校の学校給食無償化と地場産食材の拡充を求める陳情書について審査を進めてまいります。資料は文教厚生委員会の同じところで、資料②となります。それでは、休会中に各委員で調査をされていたり、新たな情報等を入手されていたら、その辺りも含めて皆様の御意見をお聞かせいただければと存じます。御意見等はいかがでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 なきようですので、執行部が先ほど申しましたとおり待機していただいておりますが、何か聞いておきたいことがございますか。今ここで特に各執行部に確認しておきたい事項はないということですが、意見等はございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 それでは、採決をいたしたいと思います。まず、この件を引き続き、継続審査とすべきという方はいらっしゃいますか。特に継続の申出はございませんということで、本陳情の採決をいたします。本陳情を採択とする方は挙手願います。

(6名全員挙手)

○矢口委員長 6人全員の挙手がございましたので、賛成多数であります。採択とすることに決しました。以上で付託されました陳情の審査は、終了となります。つづきまして、協議事項(1)付託された議案の審議に入ります。それでは、執行部に入室いただきたいと思えます。

(執行部入室)

○矢口委員長 改めましておはようございます。それでは、付託された議案の審査に入ります。議案第59号土浦市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。執行部より説明お願いいたします。それでは、サイドブックス、文教厚生委員会、令和5年、9月19日開催の資料1をお願いいたします。

○野中保育課長 それでは、議案第59号、土浦市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、御説明させていただきます。1番の主な改正の理由ですが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されまして、条例中に条項のずれが生じ、その修正を行うため、条例の一部を改正するものでございます。2番の改正の内容ですが、3番の新旧対照表を併せて御覧いただければと思います。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律のうち、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、通称を認定こども園法になります。そちらの第3条、第10項が削られたため、当条例は、第15条、第1項、第2号において、同法、第3条、第11項を引用していることから、条項のずれを修正し、同法、同条、第11項を同条、第10項に改めるものでございます。4番の施行日につきましては、公布の日から施行すると思っております。

○矢口委員長 それでは、委員の皆さん御質問等ございますか。なきようですので、採決いたします。議案第59号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○矢口委員長 異議なしと認めます。よって、議案第59号土浦市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案どおり決しました。つぎに、②議案第62号土浦市博物館条例の一部改正についてを議題とします。執行部より説明をお願いいたします。

○木塚博物館副館長 議案第62号、土浦市博物館条例の一部改正について御説明いたします。議案書の16から17ページをお願いいたします。土浦市博物館条例の一部を改正し、博物館及び上高津貝塚ふるさと歴史の広場の入館料を改めるものです。両館は開館以来据え置いていた料金の見直しを行いました。周辺の類似施設との均衡も鑑みた結果、両館ともに105円であった一般の入館料を博物館は200円に、上高津貝塚は150円に改めます。また、児童生徒の入館料は無料とし、子供たちに親しんでもらえる博物館を目指します。施行日は、令和6年1月1日です。

○矢口委員長 質問等ございますか。

○勝田委員 改定によってどのぐらい収益というか、入館料というのはアップするというふうにお考えですか。

○木塚博物館副館長 両館ともに多少違いますが、令和元年度から令和3年度の歳入実績を基本に考えたところ、博物館は200円にしますと、104万6,000円程度、上高津貝塚ふるさと歴史の広場は10万円程度の増収を見込んでおります。

○吉田(千)委員 私もこの議案には賛成という立場なんでございますが、もし今ちょっと分かりましたら、現在の訪れている人数を2、3年遡って教えていただきたいと思っております。分からなければ、後で結構でございます。

○木塚博物館副館長 コロナの時期の入館者数になってしまうんですけれども、博物館の場合、令和4年度につきましては1万8000人程度、上高津貝塚ふるさと歴史の広場については手元に資料がないんですけれども、同じくコロナ禍なものですから減はしております。

○吉田(千)委員 コロナ禍ということで本当に大変な思いをしながら、工夫をしていただきながら開館していただいたと、そういう骨折りがあったというふうに推察をするところでございます。改定をして、更に皆さんに親しんでいただける博物館、上高津貝塚ふるさと歴史の広場ということで、皆様にはまた取り組んでいただければ有り難いというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

○木塚博物館副館長 お答えできませんでした上高津貝塚の令和4年度の入館者数は、8,339人です。

○矢口委員長 ほかにございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 それでは、採決をいたします。議案第62号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○矢口委員長 異議なしと認めます。よって、議案第62号土浦市博物館条例の一部改正については、原案どおり決しました。暫時休憩します。

(午前10時48分休憩)

(午前11時44分再開)

○矢口委員長 再開いたします。それでは、協議事項(1)付託された議案の審査を行います。③議案第67号、令和5年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算(第2回)について、執行部より説明願います。

○武井国保年金課長 議案書の43ページをお願いいたします。議案第67号、令和5年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算(第2回)について、御説明いたします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ7,981万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ143億6,837万4,000円とするものでございます。では、歳入のほうから説明させていただきます。48ページをお願いいたします。4款国庫

支出金、1項国庫補助金、1目出産育児一時金臨時補助金につきましては、令和5年4月より、出産育児一時金が42万円から50万円に引き上げられた8万円分について国から臨時補助金として支給されることになったため、補正を行うものでございます。7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金につきましては、令和5年9月から産前産後育児休暇の職員の代替分を既存の会計年度任用職員3人の勤務時間延長と勤務日数変更により対応するため、増額補正を行うものでございます。同じく、7款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金につきましては、当初出産育児一時金へ充てる予定でしたが、出産育児一時金臨時補助金として国庫補助金が充てられることになったため、減額補正を行うものでございます。8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金につきましては、令和4年度決算剰余金による繰越金の増額でございます。つづきまして、歳出について説明させていただきます。右側の49ページをお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては先ほども御説明いたしました。育児休業職員につきましては、会計年度職員で補充するため、その分の人件費について増額補正を行うものでございます。2款保険給付費、4項出産育児諸費、1目出産育児一時金につきましては、国からの臨時補助金が充てられることに伴って財源更正を行うものでございます。5款保健事業費、2項保健事業費、2目疾病予防費につきましては、同じく会計年度任用職員を充てるための増額補正となります。つぎに、50ページをお願いいたします。6款基金積立金、1項基金積立金、1目基金積立金につきましては、決算剰余金による繰越金を財政調整基金積立金に積み立てるものでございます。なお、今回の補正により財政調整基金の残高状況でございますが、5月末現在24億2,729万9,975円で、今回の積立金を加えますと、25億648万2,540円となります。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして委員の皆さんから質問等ございますでしょうか。なきようですので、採決をいたします。この議案第67号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○矢口委員長 異議なしと認めます。よって、議案第67号、令和5年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算（2回）は、原案どおり決しました。つづきまして、④議案第68号、令和5年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について、執行部より説明願います。

○武井国保年金課長 議案書52ページをお願いいたします。議案第68号、令和5年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について、御説明いたします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ390万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億9,806万2,000円とするものでございます。令和4年度決算に伴う

剰余金について補正をお願いするものでございます。歳入から説明させていただきま
すので、57ページをお願いいたします。4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金につ
きましては、令和4年度決算剰余金による繰越金の増額でございます。つづきまして、
歳出でございます。58ページをお願いいたします。4款諸諸支出金、2項繰出金、
1目一般会計繰出金につきましては、令和4年度決算剰余金による繰越金を一般会計
へ返還するものでございます。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして御質問等ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 なきようですので、採決をいたします。この議案第68号は原案どお
り決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○矢口委員長 異議なしと認めます。よって、議案第68号、令和5年度土浦市後期
高齢者医療特別会計補正予算(第1回)は、原案どおり決しました。つづきまして、
⑤議案第69号、令和5年度土浦市介護保険特別会計補正予算(第1回)について執
行部より順次説明願います。

○刈山高齢福祉課長 引き続き、議案書の59ページをお願いいたします。議案第6
9号、令和5年度土浦市介護保険特別会計補正予算(第1回)について御説明いたし
ます。今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億3,312万8,00
0円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ126億924万2,000円とする
ものです。令和4年度の介護給付費等が確定したことにより精算を行うもので、介護
保険の制度上、毎年第3回定例会にて補正をお願いしているものでございます。つづ
きまして、64ページをお願いいたします。64ページが歳入になります。第4款、
第1項、1目介護給付費交付金につきましては、令和4年度介護給付費の精算に伴う
追加交付分でございます。同じく、2目地域支援事業支援交付金につきましては、令
和4年度地域支援事業の精算に伴う追加交付分でございます。8款、1項、1目繰越
金につきましては、令和4年度介護保険特別会計の歳入総額121億6,162万5,
156円に対し歳出総額119億3,463万7,632円で、歳入歳出予算額予算
差引額2億2,698万7,524円となりましたことから、この決算剰余金を令和
5年度の歳入に繰り入れ、介護給付費準備基金積立金や国県への返還金、一般会計繰
出金の財源とするものでございます。つづきまして、65ページをお願いいたします。
歳出でございます。4款、1項、1目介護給付費準備基金積立金につきましては、令
和4年度の支払基金交付金、追加交付分などについて介護給付費準備基金へ積立てを
行うものでございます。5款、1項、2目償還金につきましては、国、県支出金につ
いて令和4年度の実績が見込みを下回ったことから、超過受入分について返還するも

のでございます。5款、2項、1目一般会計繰出金につきましては、令和4年度に受け入れた市負担分の超過受入分について、一般会計に返還するものでございます。なお、現在の基金残高は6億6,871万余円となっております。今回の積立金2,137万余円を追加いたしますと、6億9,008万余円となります。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして質問等ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 なきようですので、採決をいたします。この議案第69号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○矢口委員長 異議なしと認めます。よって、議案第69号、令和5年度土浦市介護保険特別会計補正予算(第1回)は、原案どおり決しました。以上で付託されました議案の審査は、終了となります。つづきまして、その他に入ります。(1)真鍋小学校東校舎棟について執行部よりお願いします。

○塚本教育総務課長 資料のほうは、文教厚生委員会、令和5年、9月19日開催をお願いいたします。最初に、事前委員会のほうで2点御質問をいただきまして、保留とさせていただきます件がございますので、そちらから説明をさせていただきたいと思っております。資料6に掲載をさせていただいております。1点目につきましては、吉田委員からいただきました大型扇風機の設置状況についてとなります。こちらの大型扇風機につきましては、既存数に加えまして、令和4年度のコロナ感染症対策等支援備品として追加購入し、計の欄に記載した数が現在の学校が保有する台数でございます。2番につきまして2点目でございますが、福田委員からいただきました体育館の発動発電機の設置状況についてでございます。各学校体育館に発電機の設置はございませんが、小中・義務教育学校には防災倉庫が備えており、各学校ともにガソリン式発電機3台、カセットボンベ式発電機3台が備えてございますことを防災危機管理課に確認をさせていただきました。そちらのほうの資料を掲載させていただいております。詳しくは後程御覧いただきたいと思います。

○矢口委員長 この件につきましては、よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○矢口委員長 次をお願いいたします。

○塚本教育総務課長 それでは、改めましてサイドブックス資料4をお願いいたします。真鍋小学校東校舎について御報告をさせていただきたいと存じます。真鍋小学校東校舎につきましては、昨年度の12月の委員会において報告をさせていただいておりますが、今後の予定も含めまして改めて御報告をさせていただくものでございます。はじめに、資料1ページの建物の建築年及び構造について図面にて説明をさせていた

だきますので、お手数ですが、次の2ページをお願いしたいと思います。上段が真鍋小学校の全体図となっており、右側東側にございますのが東校舎2階建ての建物となります。斜線の部分でございます。その下の平面図を御覧ください。上段が東棟の2階部分、下段が1階部分でございます。平面図中央の8-1、8-2棟の部分は、昭和51年に竣工の鉄筋コンクリート造りでございます。なお、こちらにつきましては、平成10年に耐震診断を行っており、耐震性について確認済みでございます。東側8-3棟は昭和58年に増築、右側8-4棟は平成17年に増築されており、構造は鉄骨造りとなっております。この増築部分は、新耐震基準の建物となっております。現在東校舎は8-3棟部分を使用禁止しており、それを除く8-1、8-2棟に一年生4クラス、特別支援学級、日本語学級、6教室のほか、保育課所管の放課後児童クラブの2クラスが使用してございます。お手数ですが、1ページにお戻りください。2番のこれまでの経緯については、8-3棟部分の使用禁止に至る経緯でございます。昨年の8月、当初の計画では、令和6年度に東校舎の長寿命化改良工事を予定しており、その工事に先んじて耐力度劣化度調査を実施いたしました。なお、この本調査は長寿命化改良事業の補助を受ける際の必要条件となっている調査で、建物の劣化度状況を総合評価するものであり、長寿命化改良工事を実施するか否か。実施する場合は、壁や構造体等の劣化の具合などから、どの部分に留意して工事を進めていくかを確認するための調査でございます。この調査において、劣化の状況を判断する基準は、国庫補助基準を上回った結果となったものでございます。しかしながら、8-3棟において日の字型の柱を使用しており、目視では判断できない箇所があったため、改めて耐震診断の手法を用いて耐震性の評価を実施いたしました。例えて申し上げますと、最初の耐力度調査がいわゆる人間ドックの結果、要精密となった部分があったために、要精密検査に当たる耐震診断の手法を用いて再調査を実施したものでございます。再調査の結果、文科省において公立学校施設の構造耐震指数I_s値はおおむね0.7を超えることとしておりますが、それを大きく下回る0.288でございました。昭和56年以降に建てられたものが新耐震基準となりますので、8-3棟は昭和58年の完成時においては、建築基準法に基づく完了検査に合格となっている新耐震基準の建物でございます。したがって、そもそも新耐震基準で耐震性がないのかという疑問が出てまいります。今回の詳細の調査の要因となりました日の字断面の柱について少し説明をさせていただきますので、お手数ですが、資料の3ページをお願いいたします。日の字断面の柱とは、H型鋼の開いている2面にカバープレートを追加しまして、漢字の日の字の形になる断面の柱でございます。日の字型の柱は昭和58年の建築当時は世間一般に多くの建築物に使用されていた柱でございますが、1995年、平成7年に起きました兵庫県南部地震の際に、日の字断面の柱を使用した建物倒壊が

多く見受けられました。中程の写真は2016年に起きた熊本地震の被災地例の写真でございますが、写真のようにはりと柱の接合部分において、はりからの力を柱が十分に吸収しきれず、柱が折れてしまう現象でございます。日の字断面の柱が靱性、いわゆる地震が起きた時に、横揺れ対し元に戻ろうとする粘り強さを靱性と言いますが、この靱性の低さが原因となっております。これによりまして、国において構造耐震指標I s値を計算する際に用いる靱性指標が1.0に見直され、新耐震基準で設計された建物であっても耐震診断の構造耐震指標I s値を用いて評価したところ、基準を下回る建築物が全国的に散見される状況でございます。資料1ページにお戻り願います。真鍋小学校の8-3棟は日の字型の柱を採用した建物であったこともあり、再調査にて改めて構造耐震指標I s値を計算したところ、全国的に見られるように新耐震基準以降の建物であっても基準を下回ってしまう結果となったものでございます。なお、昨年度目視では判断できなかった箇所につきまして今年度改めて建物に穴を開けまして、ファイバースコープによる再調査を実施しております。確認した状況により改めて構造耐震指標I s値を確認しましたところ、0.36という結果となりましたが、依然として文科省の示すI s値0.7には至らない結果でございました。また、市内の公立学校に真鍋小と同様の日の字型柱を使用した学校はほかにないことは、昨年度に確認済みでございます。耐力度調査は、基準を上回りながら耐震診断の手法を用いて耐震性の評価をしたところ、I s値が低いという結果、すなわち雨漏りや経年劣化等による建物の柱の腐食といった劣化の状況は進んでいないものの、横揺れの大きな地震があった際には倒壊の危険性があるといったことが結論となります。令和4年9月からの動きでございますが、8月の結果を受けまして、東校舎の在り方、方向性について関係部署等と協議検討を行いました。この検討をする中で、今後のクラス数の状況や令和9年度に実施を予定している真鍋小学校本校舎の20年目の予防改修時において、本校舎の教室を改造することで、現在東校舎を使用している1年生4教室、支援学級及び日本語教室の6教室分が本校舎内に移動できるということが見込めたことから、国の長寿命化改良工事の要件となる今後東校舎を30年間使用するという条件を満たさなくなったために、東校舎の長寿命化改良工事については、一旦取り止めとして経費削減を図った次第でございます。後程コストの面につきましては、改めて御説明をいたしますが、費用を検討した結果、8-3棟を解体して児童クラブを独立して新設することが有利であると判断してございます。また、移転準備の整った昨年12月の冬休み期間中でございますが、当時の結果を受けまして、児童の安全を重視し、8-3棟を使用していた2教室分の放課後児童クラブの児童について、暫定措置として西棟、体育館の1階部分に移転をしており、現在8-3棟は使用禁止としております。つづきまして、3番コストの比較でございます。金額につきましてはあく

までも概算での算出ではございますが、コスト比較としまして、①といたしまして8-3棟を補強して児童クラブとして使用する場合、②としましては8-3棟を解体し、解体場所に新たな独立した児童クラブを新築する場合について検討してございます。先ほどの調査結果から、8-3棟を継続して使用するためには、安全性を確保するため、耐震指標につきまして0.7を超えるための補強が必要となってまいります。そのためには、現在の日の字断面の柱に変えまして、別の柱で支える必要があるため、8-3棟の屋根や壁を一旦全部剥がし、日の字断面の柱の隣に新たに柱を追加補強する必要があります。その上で、新しい屋根や壁材に張り替えをする作業がございますことから、この工程がない新築のほうが解体コストを含んでもコストを抑えられることとなります。また、新築は国庫補助が活用できるものの、補強につきましては文科省及び放課後児童クラブにおいても活用できる国庫補助がなく、全額が一般財源となっております。以上のことを鑑みまして、4番今後についてのスケジュールでございまして、東校舎の8-3棟については、大規模な地震発生に備え、児童への安全確保を最優先に考え、解体することが最善策と考えてございまして、児童への影響は少ない令和6年度の夏休み期間中に解体工事に着手したいと考えてございまして、その後一番下、放課後児童クラブの欄でございまして、8-3棟を解体後に同敷地への新築に向けて地盤調査を行い、新築工事に向けた検討を行ってまいりたいと考えてございまして、また、8-3棟以外の東棟につきましては、今後の児童数や使用用途など本校舎の予防改修の状況も踏まえ、適切な時期に再検討してまいりたいと考えてございまして。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして質問等ございますか。

○田中副委員長 この8-3だけがこの日の字断面の柱で、8-1とか8-2、8-4というのは違うんですか。

○塚本教育総務課長 田中委員のおっしゃるとおりでして、増築の校舎棟になっておりますので、8-3棟、当時増築した部分について日の字型の柱を使用しているということでございます。

○田中副委員長 そうすると、この東校舎平面図を見ると、8-3とその間に8-2のトイレがあります。そこで切るということなんですか。右側がまた8-1で、次が8-2なんですけど、ここがかぶって8-2というのはおかしくないですか。

○塚本教育総務課長 撤去する部分については8-3棟の部分でございまして、このトイレのところにエクspansionを付けまして、ここから先は残すような感じでございまして、8-2の部分は、ここがトイレの部分を増築しておりますので、8-1、8-2でそれぞれ増築して、8-4というかたちになって、同時に当時作っております。

○矢口委員長 まず、8-1が一番最初にできていて、その次に8-2を両側に増築したというような解釈ですね。

○田中副委員長 これを解体して新築するのは2階建てで、この今の8-3の部分と同じような形の部屋を作るということではないんですよね。

○野中保育課長 今考えてございますのは、8-3が耐震に問題があるということで、まずこれを撤去します。8-1に壁を付けまして、その後に8-3の撤去後の部分に新築の2階建ての児童クラブを建てる予定でございます。離してでございます。

○矢口委員長 分かりにくいようであれば、現地調査を委員会でやるということももちろん考えるのですが、そういうことも含めていかがでしょうか。

○田中副委員長 耐震強度が取れてないのであれば逆に危ないので、早急に対応していただきたいなと思います。我々も気になるので、視察をさせていただけるともったいいかなと思います。

○矢口委員長 いずれにせよ、委員会の中で決めて執行部に申入れするという事なので、後程でもいいと思います。ほかにございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 今までのこと以外に執行部に対して何か御意見や御質問ございますか。

○吉田(千)委員 前回のことになって大変恐縮でございますが、上大津小学校の屋内運動場の件でお伺いさせていただきます。教育総務課の塚本課長さんにお伺いしたいのですが、屋内運動場新築の方向性が前回比較対象で示されたのかなというふうに、私はそのように認識をしたところなんですけれども、そういった中で新築の方向ということがこれから確定をされていく状況になるかと思うんですけれども、その中で是非ともエアコン設置の検討をしていただきたいと思いますが、現在その辺りに関してどのように考えておられるのかお伺いできればと思います。

○塚本教育総務課長 資料を見たほうがよろしいかと思しますので、同じく文教厚生委員会の8月28日開催の教育委員会のほうで資料を示させていただきました。上大津統合小学校について資料⑨がございまして、そちらのほうを御覧になっていただきたいと思いますが、まず、新築のお話から御答弁させていただきたいと思いますが、こちら事前委員会のほうでお示しをさせていただきました体育館の新設と長寿命化の比較につきましては、開校準備協議会のPTA部会での通学バスの運行ルートについての協議を踏まえまして、改めてコスト面や通学路の安全性など比較したものでございます。資料の次のページ、2ページにお示しをさせていただきましたが、学校敷地東側道路を拡張するため、既存体育館があることでバスの出入口や安全性に支障を生ずることが懸念されます。したがって、児童の安全性の確保の観点から、

統合小学校の屋内運動場につきましては、新築することが望ましいと考えてございます。逆に大変恐縮ではございますが、この件につきまして委員の皆様から御意見を頂戴したいと存じます。

○矢口委員長 これはとても金額的にも大きな案件ですし、是非委員の皆様からも御意見、御質問等をお出していただければと思います。改めて確認なんですけど、今のこの見取図で見ると、その道路と現行のこの体育館本当に角がぎりぎりということで、今課長が懸念材料としてお話されたところだと思うんですけど、とりあえずこのままでも、現状ではぎりぎりであるけど、残せなくはないということでしたよね。

○塚本教育総務課長 ちょっと分かりづらいんですけど、長方形の形が今の体育館でございまして、その脇に四角い箱があるかと思うんですが、こちらに体育館のトイレがございまして。こちらのトイレの部分は歩道付きの道路にした場合に、今現在の3m程度の道路から倍以上の道路が必要になりますので、こちらの部分については建て壊しが必要となってまいります。

○吉田(千)委員 そうしますと、今のお話ですと、ちょうど四角い小さな箱があってそこがかぶるということですね。そうしますと、ここに関しましては、どこに移動するとか考えておられるのでしょうか。

○塚本教育総務課長 少なくともこちらの部分は増築が不可能ですので、長寿命化した場合には、更に真ん中ほどの西側のほうに増築するようなかたちが考えられると現時点では思っております。

○吉田(千)委員 分かりました。確保はしていただけるという方向で、今西側のほうにということで考えていただいているという御返答いただきました。ありがとうございます。

○矢口委員長 皆様特に意見ございませんか。

○入野教育長 東側の道路の拡張については、課長が説明したとおりでございます。今、外便所がこの拡張道の拡張に伴って邪魔になるので、取り壊します。そうした時にこの黄色い体育館が現行のままですと、トイレがなくなってしまうので、西側といいますか、左側ですね。増築する必要がございます。それで、トイレの件については、オールクリアでございます。ただ、課長が申し上げたとおり、新築の必要性が出てきているというその理由はそこではなくて、実はこの出入口をこの体育館のすぐ上に駐車場を作りますので、そこしかありませんので。そうすると、この体育館がぎりぎり道路に接してますので、全く視界が厳しくなるということでございます。そして、上の団地から道が広がることによってたくさんの道路を通行が予測されるということになりますと、通学バス等何らかのそういった事故が懸念されると。そういう意味で説明をしておりますので、その結果、この体育館そのものを別のところにずらす。

新築すると。そういったことがベターだなという説明でございます。各委員の御意見をいただきたいという説明でございます。

○矢口委員長 質問した意図は一番懸念材料として挙げられている安全性、このままだと見通しが悪いよということだったと思うのですが、安全性の懸念を教育委員会のほうでされてるということでありますので、それに対してを含めて皆様から御意見いただければと思います。大事なところなので、全員から意見いただければと思います。根本委員から。

○根本委員 安全性から見た時に体育館の位置は良くないといえますか、通学の面でも、バスの面でも危険だと思いますので、新築で移動するべきだと思います。

○平岡委員 コストは掛かるという最大のデメリットはありますけれども、この図面から見た限りにおきましては、体育館は移動せざるを得ないのではないかなというふうに思いますし、今後の避難所としての活用を考えていくと、お金が掛かって本当に大変だと思うのですが、充実した体育館にしていくべきだろうと私は思います。

○福田委員 体育館ですから子供たちが活用するんですけども、緊急避難時も考慮して作ってもらいたいというのと、今度スクールバスがかなり出入りしますよね。このスクールバスとの関係も含めて地元の理解も相当得なくちゃなんないと思うんです。その辺は是非よろしく丁寧にやってもらいたいと思います。

○勝田委員 比較表を拝見するにも、新築でやっていただいたほうがよろしいかと思えます。

○吉田(千)委員 長寿命化でやる場合の危険性を先ほど教育長からもお話いただきました。最も大事なのが子供たちの安全性をいかに確保するかという観点から、こうしたことを考えてくださったというふうに思います。そこを含めまして、これから様々な危険性ははらむとすれば、どこなのかということをしっかり見ていただいた上で、新築というかたちで進めていただければ有り難いと思います。そして、先ほど一番初めに述べたところに、一つは私自身はそのようにも考えているということでございますので、よろしく願いしたいと存じます。

○田中副委員長 道路の幅員は、道路の反対側の畑のほうはできないのでしょうか。

○塚本教育総務課長 道路の右側になりまして、住宅地もある角になります。T字路の部分になります。あと、墓地等もございますので、1度はそちらの拡張もあり得ると考えたのですが、状況を聞きますと、そちらに拡張することは難しいと考えてございます。

○田中副委員長 そうであれば、体育館と接してしまうので、新築のほうがいいのかと思います。

○矢口委員長 委員皆さんから御意見いただきましたので、私のほうからも一つ。お願いとかほかの小学校との兼ね合い、今東小がまさに工事に入っているところですが、こちらだけ新築という、なぜ新築なのかという説明を十分にさせていただいた上で進めていただければというふうに要望いたします。

○塚本教育総務課長 いろいろな御意見ありがとうございます。今回頂戴いたしました御意見も踏まえまして、12月から統合小学校基本実施設計に係る業者選定がございまして、こちらに着手してまいります。その際に新築という考え方につきまして反映してまいりたいと考えてございます。先ほど福田委員からございましたスクールバスの地元のほうの協議につきましては、今後も引き続き、こちらの開校準備協議会等で地元のほうの御意見を賜りながら、丁寧に事業のほうは進めてまいりたいと考えております。先ほど吉田委員のほうからございました統合小学校の屋内運動場の体育館の設置についてのお考えはないかということでございますが、今年の猛暑を考えますと、屋内道場のエアコン設置によりまして効果的な学校教育活動や快適な場所、避難所として活用は可能になると考えてございます。体育館空調機につきましては、現在様々な事業者から情報提供をいただいております。実際に職員が施設のほうの見学に出向きまして、いろいろな手法、ガスや電気といったエネルギー源の違いを始めとしまして、その使用効果や維持管理について調査研究を進めている状況でございます。現時点では、体育館のような大きな空間ですと必ずしも十分な影響、冷房効果が得られておりません。今後の製品開発に期待をしているところでございます。御意見も踏まえまして、引き続き、各メーカーの動向を注視しながら、市内の学校全体の整備計画を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○吉田(千)委員 様々検討していただいているということで、なかなか冷房効果、先ほど大型扇風機も購入をしていただいているという状況もございます。しっかりその辺と併せて、今後のこのこれからも続くであろうこの猛暑というその対策、そういったところも含めて、それから、避難所ということも含めてという御返答もいただいたところでございますので、是非とも子供たちの環境をそこに向けての何が一番最も効果的なのかということで、検討を進めていただければというふうに思いますので、何とぞよろしくお願いしたいと存じます。

○塚本教育総務課長 引き続き、検討してまいりたいと思います。

○矢口委員長 それ以外の件でございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 それでは、文教厚生委員会を閉会します。